

科学研究費助成事業 研究成果報告書

令和 5 年 6 月 2 日現在

機関番号：33917

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2016～2022

課題番号：16K16968

研究課題名(和文) 船上生活者の教育と福祉に関する文化人類学的研究：日本・中国の都市部と村落部の比較

研究課題名(英文) A Cultural Anthropological Study on the Education and Welfare of Boat-dwelling People: A Comparison of Urban and Rural Areas in Japan and China

研究代表者

藤川 美代子 (FUJIKAWA, Miyoko)

南山大学・人文学部・准教授

研究者番号：10749550

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,100,000円

研究成果の概要(和文)：日本では主に東京都・愛知県・大阪府・兵庫県で、船上生活者のために設けられた小学校や寮に関わる文献資料の収集・分析につとめた。また、中国では主に福建省で船上生活を営む人々のもとを訪れてフィールドワークをおこなった。成果として、一連の「陸上がり」が船上生活者にとっていかなる意味を持つのかをより広い視点から理解すべく、日本・中国(大陸・香港)・タイの事例を比較するシンポジウムを開催した。また、定住を基礎にした現代中国で生きる船上生活者にとって教育が持つ意味を考える論考「定住本位型社会で船に住まいつづける「国家による複数の管理システムを生きる中国福建南部の連家船漁民」(2020)を発表した。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究は、1) インタビューと参与観察を含む文化人類学的な現地調査、2) 教科書、副読本や法律・条例集といったテキストの収集・分析を含む歴史学的な史料調査を並行して行うという手法をとっている。また、2) 調査地と調査対象者の選定に、僻地/都市、漁撈/港湾労働など、一定のバリエーションを設定した。これらの方法により、日本と中国の「船上生活者」を一枚岩な存在として捉えることなく多様な姿を描くことが可能になった。また、中国福建省の事例をとおして、船上生活を「すでに失われた生活」としてではなく現在進行形のものとして捉え、現代で主流となっている定住本位型の社会のあり方そのものを問うことができた。

研究成果の概要(英文)：I collected and analyzed documents related to elementary schools and dormitories set up for boat-dwelling people in Tokyo, Aichi, Osaka, and Hyogo prefectures in Japan. I also conducted fieldwork in Fujian Province, China, visiting seafarers. As one of the outcomes, I organized a symposium to compare cases in Japan, China (mainland, Hong Kong), and Thailand in order to understand what "settling on land" means to seafarers from a broader perspective. In addition, we published an essay "Living on Boats in a Settlement-Oriented Society: Lianjiachuan Yumin Living Multiple Management Systems in Southern Fujian, China" (2020), which considers the meaning of education for boat-dwelling people living in a settlement-oriented society.

研究分野：文化人類学

キーワード：船上生活者 水上居民 日本 中国 教育 陸上がり

1. 研究開始当初の背景

近代以降、どここの国でも学校教育制度とは等しく、国民国家の成員としての「国民」を作り上げるための営為と共にあり続けてきた。それは「正しい国民像」から逸脱した存在を「非国民」として「排除」する、もしくは「あるべき国民像」へと「同化」・「矯正」する行為と表裏一体の関係にある。注目すべきは、そこでは社会で差別に曝されるマイノリティについても、国家理念に照らしながら「尊重すべき人々」と「矯正すべき人々」とに二分するような力が常に働いてきたという点である。たとえば、人種・民族差別や下層階級の貧困が根強い社会問題とされた**1960-70年代**のアメリカの教育現場では、「人間の性質は人種・民族などの先天的な要素により決まるのではなく、学習可能な文化によって作られる」と声高に主張された。そこでは、多様性を受容する文化が創造可能なものとされ、学校教育は人種・民族差別を是正し、多文化主義という国家理念を体現する場として機能したのだ。だが一方で、貧困層は新自由主義の名の下に「社会からの脱落者」とのスティグマを負わされ、「貧困からの脱却を願うならば、福祉依存や暴力などの行動様式を捨て、上流階級の文化を身につけよ」との考えに根差した「矯正の教育」がなされたといえる。

マイノリティに関する教育をめぐって国家規模で展開されるこうした「尊重」と「矯正」の様相は、主に教育人類学や教育社会学の立場から批判的に論じられてきた。本研究が考察の対象とする第一の軸、日本では、血統主義によってアイヌ人・琉球人・朝鮮人・台湾人・満洲人、被差別部落民といったマイノリティを「非日本人」として排除することにより、大日本帝国の「国民像」が成立可能であったことが明らかにされている〔駒込**1996**など〕。こうしたマイノリティは、教育制度やマイノリティゆえの経済的事情のために「学校教育を受けない人々」として問題化され、彼らには「日本国民になりたいと願うなら、義務教育を受け、言語や名前、伝統文化を捨てる」という強力な「同化」・「矯正」の圧力が向けられた。ところが戦後になると事態は一転し、在日外国人教育や「同和」教育、人権や平和・国際理解教育、アイヌ・沖縄の伝統文化回復運動といったものへと教育者の関心が集中していく。かつては「日本人」の埒外に追いやられたマイノリティの文化の価値を認めて尊重し、それらを回復しようという働きかけ（「異質性の尊重」）と、根強く存在する教育格差や就職差別を是正すべく、マイノリティの学力向上と経済の改善を促そうとする働きかけ（「新たな国民像への同化・矯正」）とは、そもそも相容れぬ性格を持っていたからである〔cf.倉石**2009**〕。

一方、同時期に、血統主義とは別の論理で「あるべき国民像」から排除された人々がいたことはさほど注目されない。それは、明治後半から大正初めの頃、「不定居の細民」として社会問題化することになった人々である。そこには、木賃宿を転々とする貧民や浮浪者、山間部のサンカと共に、都市部の水上労働者や地方の漁民といった船上生活者が含まれた。彼らは、米騒動直後の社会調査において、各地で新たな「非国民」として「発見」されていったともいえる。彼らは、漂泊的な居住・生業形態、貧困といった複数の指標により異質視されたが、その最大の根拠となったのは、船に住まうがゆえに学校教育へ接近することが困難であり、不就学児童、長欠児童の割合が圧倒的に高いという事実であった。この発見は、船上生活者の通学に必要な寄宿舎付の設置と、学校教育の徹底化という動きを生み出した〔尾道学寮物語刊行委員会**1998**、石井**2004**など〕。つまり、船上生活者の子どもたちは教育と福祉という両側面から、「日本国民」に相応しい生活文化を身につけるよう迫られ、「同化」・「矯正」政策の中に取り込まれたといえる。やがて昭和**50**年代に入ると、船上生活自体が各地で失われ、日本社会の教育・福祉制度で彼らの存在が注目されることは皆無となっていった。

船上生活者の被差別性を論じる民俗学者や、彼らが近代化に果たした役割を積極的に評価する歴史学者の一部は、学校教育の受容が船上生活者にとって大きな意味を持ってきたことを認めるが〔野口**1992(1976)**、神奈川大学日本常民文化研究所非文字資料研究センター編**2014**〕、そこに各時代の国家理念がいかに関わってきたか、それに対する船上生活者の態度についての理解は全く不十分である。

本研究のもう一つの軸、中国において、船上生活者は歴史的に「野蛮な異民族」あるいは「賤民」と見なされており、人種・民族概念と身分制度という二重の意味で被差別性を付与された者として存在してきた。船上生活そのものが、権力と富を一挙に集中させる地主の牛耳る「陸上世界からの排除」を意味すると理解されたからに他ならない訳だが、**1949**年に共産党政権が樹立すると、そのことが彼らの社会的地位を一変させることになった。すなわち、船上生活者は陸上の貧農や小作農といった貧民と共に、持たざる者として「国家の主人」の地位を与えられ、ここでは、「学校教育を受けていない」という事実さえも、「素晴らしいプロレタリア精神」として評されることになったといえる。こうした状況で、船上生活者は自らの権利として小学校や通学のための寄宿舎の建設を求めていった〔藤川**2013**、**2015**〕。ただし、これを以て彼らの希望が達成されたと早合点する訳にはいかない。船上生活者の子どもたちは学校や宿舎の教育・福祉の場で、望むと望まざるとにかかわらず「正しき国民像」が持つべき標準語や定住生活へ近づくための「同化」・「矯正」の実践を経験しており、時にはそれに反発するような動きを見せてもいるからである。

近年、中国や日本の若手研究者が中国各地の船上生活者に注目しているが、彼らと学校教育についての関係はほとんど触れられてこなかった〔黄 2005、長沼 2010 など〕。申請者は、日本の漁村や都市港湾で船上生活を送ってきた人々（長崎のエフネ漁民、若松の水上労働者）や、中国で漁撈を続けてきた船上生活者（福建の連家船漁民）の元でフィールドワークを続けているが、その中で彼らの幼少期の思い出が学校や寄宿舎での出来事と共にあること、そして彼らが現在置かれている社会的立場や経済状況が、学校への通学の有無によって説明されることが多いことに気づいてきた。本研究は、そうした申請者自身の気づきを元にしなが、日本と中国における教育制度の歴史を、「国家の意図」と「船上生活者というマイノリティ自身による受け止め方」の両面から、体系的に理解する試みとして位置づけられる。

〔参考文献〕神奈川大学日本常民文化研究所非文字資料研究センター編 2014『北九州市若松洞海湾における船上生活者の歴史の変容—オーラルヒストリーからのアプローチ』同センター、倉石一郎 2009『包摂と排除の教育学』生活書院、駒込武 1996『植民地帝国日本の文化統合』岩波書店、長沼さやか 2010『広東の水上居民』風響社、野口武徳 1992(1976)『海上漂泊漁民の陸地定着過程』『漂海民』谷川健一編 三一書房、黄向春 2005『歴史記憶與文化表述：明清以来閩江下遊地区的族群關係與儀式傳統』廈門大学人文学院歴史系中国近現代史專業博士学位論文

2. 研究の目的

以上を踏まえ、本研究では、近代以降の日本と中国において、船上生活者の子どもたちをめぐる実施されてきた学校教育・社会福祉のあり方を比較検討し、それらが持つ意味を、「国家の意図」というマクロな側面と、「当事者の受け止め方」というミクロな側面から考察することを目指す。そのために、行政資料や教科書、副読本といったテキストの分析を通して、1) 国家の描く「国民像」と教育制度の近現代史、2) 船上生活者を学校へ向かわせる力を解明する。また、教育や福祉の現場に関わってきた元・教員や用務員、保育士といった人々の回想録やインタビューを通して、3) 学校や宿舎における教育・福祉実践の実態を描き出す。さらには、4) 都市と漁村の船上生活者の元でのインタビューや参与観察を通して、教育・福祉実践を受け止める船上生活者自身の受容・拒絶・無関心といった態度について明らかにすることを目的とした。

3. 研究の方法

本研究では、「日本と中国において、船上生活者に対して実施された学校教育・社会福祉とは、何を意味してきたのか」という問いに、重層的な答えを与えるために、以下の研究方法を採った。それはすなわち、1) インタビューと参与観察を含む文化人類学的な現地調査、2) 教科書、副読本や法律・条例集といったテキストの収集・分析を含む歴史学的な史料調査を並行して行うという手法である。調査地と調査対象者の選定には、僻地/都市、漁撈/港湾労働など、一定のバリエーションを設定することで、日本と中国の「船上生活者」を一枚岩な存在として捉えることのないよう心がけた。さらに、分析の段階では、国家の意図、社会の関与、アクターの企図、当事者の理解の4つの動的な絡み合いを捉えることを目指した。

4. 研究成果

1) 公開シンポジウム「水上と陸上に生きる—アジアの船上生活者が経験した『陸上がり』」(2017年2月18日(土)、南山大学人類学研究所)

このシンポジウムでは、日本・中国・香港・タイについての詳細な事例報告から、陸上がりをめぐる一連の政策が目指したものは何だったのか(あるいは、明確な目標を持ち、体系的かつ計画的に策定される「陸上がり政策」と呼び得るようなものは存在したのか)、さらに、それが実際に各地の船上生活者にもたらしたものは何だったのかを考えることを目標とした。発表者は、岸佳央理氏、厚香苗氏、藤川美代子、鈴木佑記氏の計四名であった。

文化人類学・民俗学・歴史学の立場から、船上生活者の日常に注目してきた四名の発表者が共有するのは、船での「移動」、陸上がり政策が目指した「定住」、そして(元)船上生活者が実践する「定住」は、いずれも、単純な現象ではないとの理解であった。ともすれば、陸上がりとは、家屋の獲得というその一点によって、「水上での移動から、陸上での定住へ」と過度に単純化された図式で語られがちである。このシンポジウムの根底には、陸上がりという事態について、日常を生きる(元)船上生活者の側から見つめることは、最終的には、社会科学全般に膾炙する「移動/定住」という二項対立的な理解のあり方を問い直すことにつながるはずだとの思いがあった。

このなかで、申請者は中国福建南部の連家船漁民を事例に、1960年代の居住地割譲と集合住宅建設から始まる一連の陸上定住が、一方では集団化政策を進める為政者にとって連家船漁民の管理(=住所の確定・労働配置・漁業収益の効率的な回収と再分配)に適した制度であるように見えながら、連家船漁民自身は「苦渋に満ちた生活からの脱却の契機」として語るという状況について分析した。とりわけ、教育に関連する事柄では、1953年、宿舎付きの「漁民船工子弟小学」が設立され、連家船漁民の子女に教育の門戸を開くことになったものの、陸上に家屋を有していなかった時期には、たとえ小学校を卒業したとしても両親の船に戻るといように、教育が生活形態に影響を及ぼすことはほとんどなかったことに触れた。さらに、1960年代から連家船漁民のための定住根拠地が分配され、1976年に小学校がこの根拠地に移されると寄宿舎が廃

止され、依然として船に住まいながら漁撈を続ける人々の子女の面倒は、集合住宅を得て陸上で労働する親戚などが見るといった形態に取って代わられたことを示した。また、子女たちの多くは陸上で生活する場を得ることによって、小学校の卒業後も進学したり、あるいは、陸上で労働に就いたりすることができるようになったという変化があったことを説明した。これらのことは、連家船漁民たちがまさに陸上で定住生活を望んでいたことを表すようにみ得るかもしれない。しかし、陸上の家屋を獲得した後もなお、彼らの多くは船上での移動生活を続けているという側面があることを忘れてはならない。このように、被差別的状況からの脱却のために家屋の獲得を強く希求しながら、生業・生活を陸上空間だけに限定するいわゆる「定住」状態にさほど関心を示さない連家船漁民の現在の生活のあり方を見てとることができるのである。

2) 論文「定住本位型社会で船に住まいつづける—国家による複数の管理システムを生きる中国福建南部の連家船漁民」(2020年、『年報人類学研究』10、南山大学人類学研究所)

世界の遊動民と同様、中国の船上生活者もまた、国家により張り巡らされた複数のリスク管理システムが交錯する現代社会を生きている。本稿は、中国福建省南部の河や海を生活の場としてきた「連家船漁民」に注目し、陸上に建てられた定住用家屋の獲得を渴望する一方で、その獲得後もなお船に住まいつづけるという矛盾に満ちた彼らの日常から、彼らが定住本位型の社会をいかに生きているのかを描くことを目的とした。

遊動民研究に膾炙する「一定の土地への囲い込みと管理を強制する国家/自由な移動を求める遊動民」との図式とは裏腹に、連家船漁民が1960年代にはじまる「陸上定住」の施策に託したのは、貧困や生命の危険といった、船に住まい漁撈に従事することが不可避に生み出すと考えられる諸々の不確実性の克服と、陸上定住者と同等の未来の獲得であった。しかし、家屋の購入・賃借によって可能になったはずの陸上定住は、彼らにとって想定外ともいえるリスクを生み出している。彼ら自身は明言しないが、その最たるものが生活・生業空間を陸上に限定すること、まさに完全なる「定住」状態であり、多くの家庭ではまるでそれを避けるかのように、水上・陸上の双方に緊密な社会関係を構築しながら、水上での移動性を確保しておく努力がなされる。

その努力の一つに、船に乗り移動することを担保してくれる最も基本的な許可証、船舶操縦免許を維持し続けるということがある。船舶操縦免許の取得・更新は、講師を招いた講習に参加した上での筆記試験合格が必須条件である。これは、船上生活により教育に接近しにくかったために識字能力をもたぬことの多い1960年代以前生まれの連家船漁民や、入学後小学1~3年生で退学する児童が一定の割合で存在する若年層の連家船漁民にとっては、想像以上にハードルが高いものである。そのため、高齢の連家船漁民は、船舶操縦免許制度について公的な優遇措置を受けてきた。すなわち、「動力つきの船の操縦に当たっては必ず船舶操縦免許を取得すべし」との制度が開始された時期に、1940年代以前に生まれた多くの連家船漁民に対しては「幼少時から操船技術を有してきた」との事実に基づき免許を授与し、その後も継続的に更新が可能という方法が採られたのである。どのような年齢層であっても、連家船漁民の多くは船舶操縦免許の有無にかかわらず幼少期から船の操縦技術を体得しているのだが、制度上は、国家からの正式な許可を得るためには、「問題文を読み、回答を筆記する」ことによって操船能力を証明するという、まったく別の能力が要求されることになる。陸上・水上のさまざまな場面で自らが何者であるかを証明してくれるIDカードが、福建省龍海市Sm街道Sm漁業社区Xt1棟201号室といった具体的かつ不動の住所に基づいて発行されることや、船舶操縦免許制度が陸上の学校での識字教育を前提として成立していることから見ても、好むと好まざるとにかかわらず、連家船漁民が定住本位型の諸システムに取り込まれていることは明らかである。

一方、水上・陸上にまたがる彼らの生活は、陸上の経済効果や衛生の実現を重視する都市開発や、海洋保護・治安維持・国防を企図した国家のリスク管理政策により、家屋からの強制立ち退きや長期の休漁の強制、船の航行制限という、新たなリスクにも直面している。定住本位型へと傾斜する社会で、あえて船という道具によって移動性(=モビリティ)を確保しつづける連家船漁民の日常生活からは、管理の意図を読み、どの一線を越えてはならないかを注意深く見極めながら、好悪含む不確実性に満ちた河・海に身を添わせようとする態度を見ることができるといえる。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計7件（うち査読付論文 3件/うち国際共著 0件/うちオープンアクセス 4件）

1. 著者名 藤川美代子	4. 巻 10
2. 論文標題 「定住本位型社会で船に住まいつづける：国家による複数の管理システムを生きる中国福建南部の連家船漁民」	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 『年報人類学研究』	6. 最初と最後の頁 106-133
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -
1. 著者名 FUJIKAWA Miyoko	4. 巻 Vol. 40 No.2
2. 論文標題 Differentiated Concepts of Home for Boat Dwellers in Southern Fujian, China	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 『南太平洋研究SOUTH PACIFIC STUDIES』	6. 最初と最後の頁 -
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -
1. 著者名 FUJIKAWA, Miyoko	4. 巻 v7n2
2. 論文標題 Continuing to Live on the Water: The Meaning of Land Residences for Boat Dwellers in Fujian, China	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 Journal of Marine and Island Cultures	6. 最初と最後の頁 126-149
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -
1. 著者名 藤川美代子	4. 巻 7
2. 論文標題 一所に根を張ること、複数の空間に根を広げること 定住化後も水上・陸上を動きつづける中国の船上生活者とホームをめぐる実践	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 『人類学研究所 研究論集』	6. 最初と最後の頁 45-67
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 藤川美代子	4. 巻 75
2. 論文標題 「胡艶紅著『江南の水上居民 太湖漁民の信仰生活とその変容』」	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 『史鏡』	6. 最初と最後の頁 76-82
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 藤川美代子	4. 巻 -
2. 論文標題 「趣旨説明：水上と陸上に生きる アジアの船上生活者が経験した「陸上がり」 - 」	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 講演録『南山大学人類学研究所主催 共同研究「定着 / 非定着の人類学：「ホーム」とは何か」関連公開シンポジウム』	6. 最初と最後の頁 4-12
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 藤川美代子	4. 巻 -
2. 論文標題 「水上と陸上に住まう 中国・福建の連家船漁民が経験した「陸上定居」」	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 講演録『南山大学人類学研究所主催 共同研究「定着 / 非定着の人類学：「ホーム」とは何か」関連公開シンポジウム』	6. 最初と最後の頁 36-59
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計6件（うち招待講演 0件 / うち国際学会 0件）

1. 発表者名 藤川美代子
2. 発表標題 海に生きる女性：船上生活者と海女
3. 学会等名 日本民俗学会第73回年会
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 藤川美代子
2. 発表標題 「中国の水上居民はいかにして研究の俎上にのせられたか」
3. 学会等名 南山大学人類学研究所共同研究2020年度第1回研究会
4. 発表年 2020年

1. 発表者名 藤川美代子
2. 発表標題 「水上の船で動きつづけること 定住本位型社会を生きる現代中国の水上居民」
3. 学会等名 水のシンポジウム 日本・アジアを循環する水の文化誌 (東京大学大学院「共生ための国際哲学研究センター(UTCP)」主催)
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 FUJIKAWA Miyoko
2. 発表標題 "Conflicting Multiple Homes: Boat dwellers in southern Fujian, China who continuously move between water and land, and their practice regarding homes "
3. 学会等名 The 6th East Asian Island and Ocean Forum 2018 , The Committee of the 6th East Asian Island and Ocean
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 藤川美代子
2. 発表標題 「定住本位社会で船に住まいつづけること 複数の管理システムを生きる中国福建南部の連家船漁民」
3. 学会等名 平成30年度島嶼研シンポジウム「船で生きる人びと 漁労・水上居民・移民船」 (鹿児島大学国際島嶼教育研究センター主催)
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 藤川美代子
2. 発表標題 「船に住まい、定住本位の管理社会を生きる - リスク管理としての海洋保護政策・都市化計画と対峙する中国南部の船上生活者」
3. 学会等名 南山大学人類学研究所公開シンポジウム「不確実な世界に住まう：遊動／定住の狭間に生きる身体」
4. 発表年 2018年

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関